

八女市高齢者福祉計画 介護保険事業計画 進捗状況

令和8年7月

基本目標 1

地域で高齢者を見守り、支え合う地域包括ケア体制の充実

1. 八女市地域包括ケアシステムの深化・推進

【第9期計画書 P55】

令和4（2022）年度から着手している「重層的支援体制整備事業」において、高齢者福祉、障害者福祉、子ども・子育て支援、生活困窮者自立支援などの各制度に分散していた相談窓口の連携を大幅に強化し、分野を問わない「包括的相談支援体制」を整備した。

これにより、社会的孤立をはじめ、既存の制度の対象になりにくいケースや、いわゆる「8050 問題」、ダブルケア、ヤングケアラー等の複雑化・複合化した支援ニーズに対しても、関係機関が緊密に連携して包括的に対応できる基盤を確立した。さらに、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが一体的に提供されるよう、多職種連携を推進した。

主な課題や今後の方針

生活支援コーディネーターや協議体等との連携をさらに深め、高齢者だけでなく、子どもから障害者まで多様な住民が自然に集い、支え合える「多機能型の通いの場（居場所）」の創出を計画期間内に市内各圏域で支援する。

複合的な困難事例を早期に解決するため、関係機関合同のケース検討会や、分野を横断した多職種研修会を開催し、職員および関係専門職の「包括的支援」に関する対応力向上を図る。

（１）地域共生社会に対応した地域包括支援センター体制の確立

地域住民の保健医療の向上および福祉の増進を包括的に支援する中核拠点として、地域共生社会に対応した地域包括支援センター体制の確立に努めた。

包括的支援業務の機能強化および効率的な運営を図るため、令和6年度より大幅な組織再編を実施した。具体的には、これまで日常生活圏域ごとに設置していたセンターのうち、旧八女地区以外を集約・統合し、広域的な支援体制を構築した。各圏域（旧町村）への支援にあたっては、東部地域包括支援センターから専門職が直接現地へ赴く機動的な対応により、限られた専門人材の効率的な配置と確実な現場支援を両立させている。あわせて、高齢者のみならず、障がい・子ども・生活困窮等、属性を問わない複雑化・複合化した処遇困難な事例に対応できるよう、各種関係機関との有機的な連携強化を図った。

主な課題や今後の方針

ホームページや広報紙への定期掲載のほか、コミュニティ FM「FM八女」の番組枠を活用したタイムリーな情報発信や、定期的な「ほうかつ通信」の発行・全戸配布等を行い、センターの具体的な活動内容や相談事例を分かりやすく紹介し、さらなる周知・普及啓発に努める。

重層的支援体制整備事業等とも連動し、センター集約による専門人材の強みを活かしながら、障害・生活困窮等の関係部局との合同ケース検討会を定期的に実施する。これにより、組織一本化のメリットを最大限に発揮した包括的支援を実践する。

（２）包括的支援業務等との連携

地域包括支援センターの機能強化を図るため、専門職（保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャー等）の体制を維持・強化し、包括的支援事業の円滑な推進に努めた。

具体的には、「生活支援体制整備事業」において生活支援コーディネーターと密に連携し、地域住民主体の見守り活動や買い物支援を行った。また、「在宅医療・介護連携推進事業」の一環として、地域の医療機関やケアマネジャーとの合同多職種研修会を年1回開催し、顔の見える関係づくりを促進した。さらに、「認知症施策推進事業」では、認知症初期集中支援チームや認知症地域支援推進員と連携し、早期発見・早期対応の体制を整えるとともに、住民向けの認知症サポーター養成講座を継続的に実施した。

主な課題や今後の方針

- ・多職種・多機関連携のさらなる強化

複雑化する相談に対応するため、福祉部局だけでなく、生活困窮者支援や権利擁護機関、地域のつながり（自治会等）とのネットワークを再構築し、包括的な支援体制を深化させる。

- ・各圏域の特性に応じた介護予防・普及啓発の推進

認知症サポーター養成講座や介護予防教室を開催し、地域住民の早期相談への意識を高める。

- ・センター職員の専門性向上と相談環境の充実

困難事例に対応できるケースワーク能力の向上を目的とした研修への参加を促進し、個別のケースに応じて専門性を活かしたきめ細かな温かい対応を提供していく。

（３）地域包括支援センター業務の推進

地域包括支援センター業務の推進として、以下の事業を実施。

介護予防マネジメント業務	・ 自立支援と予防の推進 令和６年度に 8,934 件、令和７年度に 9,197 件を実施。高齢者の要介護状態への移行防止に向けた効果的なマネジメントを実践した。
総合相談支援業務	・ 地域ニーズの早期把握 令和６年度に 4,584 件、令和７年度に 3,880 件の相談に対応。多様化する課題を早期にキャッチアップし、適切な支援機関への繋ぎ込み（コーディネート）を確実に行った。
権利擁護業務	・ 尊厳と権利の擁護 成年後見制度（令和６年度：167 件、令和７年度：83 件）および虐待関係相談（令和６年度：52 件、令和７年度：163 件）に対応。特に増加する虐待リスクに対して、専門的介入と関係機関との緊密な連携体制を維持し、安全・安心な地域生活の確保に努めた。
包括的・継続的ケアマネジメント業務	地域包括支援センターの主任介護支援専門員を中心に、介護支援専門員に対する日常的個別指導・相談、困難事例等の指導・助言を行っている。 また、八女筑後介護保険事業連絡協議会の介護支援専門員部会とも連携し、合同でケアマネジメント勉強会等の合同研修を実施することで、問題解決に向けたスキルアップを図っている。

主な課題や今後の方針

- ・ 市内全域の地域包括支援センターで一定水準以上のサービスを提供できるよう、業務手順の標準化（平準化）をさらに進める。管理者会議や専門職向けの合同研修を定期的開催し、好事例の共有や均質なケアマネジメント体制を確立する。
- ・ 増加する虐待関係相談に対応するため、警察、弁護士会、福祉関係部局等の関係機関との連携をさらに緊密にし、迅速な初期対応とケース会議の迅速化を図る。また、地域住民やケアマネジャーを対象とした虐待防止・権利擁護に関する啓発活動を実施する。
- ・ 介護予防や総合相談の件数動向を注視し、効率的かつ効果的な人員配置や相談環境の整備を行うことで、複雑化・複合化する相談に対して取りこぼしのない包括的支援体制を維持していく。

3. 地域ケア会議の推進

【第9期計画書 P59】

関係機関および団体が連携し、地域の課題共有や高齢者等への効果的かつ重層的な支援を行うため、「地域包括ケア推進支援会議」「日常生活圏域地域ケア会議」「小地域ケア会議」の3階層による地域ケア会議を設置・開催した。

民生委員・児童委員等の地域支援者や多職種による専門的視点を交え、個別ケースの課題分析を通じて適切な支援への繋ぎ込みを行うとともに、地域課題の発見や資源開発・地域づくりに向けた取り組みを推進した。

	＜令和6年度＞	＜令和7年度＞
地域包括ケア推進支援会議	1回	2回
日常生活圏域地域ケア会議 の開催	58回	39回
小地域ケア会議の開催	33回	17回

【地域包括ケア会議の内容】

名称	内容	設置単位
①地域包括ケア推進支援会議	政策、調査研究、ネットワーク構築に関わる会議	市全体 【市介護長寿課主催】
②日常生活圏域地域ケア会議	個別事例から地域課題に関わる関係機関等の会議	日常生活圏域（6圏域） 【各地域包括支援センター主催】
③小地域ケア会議	個別ケア会議（課題解決型・自立支援型） 【課題解決型】 地域の支援者を含めた多様な関係機関と協働して高齢者の個別課題の解決を図る会議 【自立支援型】 実際の事例（ケアプラン）について各種専門職からアドバイスをもらい、サービス利用者の自立に向けたケアマネジメントの質の向上を図る会議	日常生活圏域（6圏域） 【各地域包括支援センター主催】

主な課題や今後の方針

- ・小地域ケア会議や日常生活圏域地域ケア会議で蓄積された地域課題を整理・分析し、「地域包括ケア推進支援会議」において具体的な施策や資源開発へ繋げるための仕組みづくりを強化する。
- ・介護支援専門員のケアマネジメント力向上や、民生委員等の地域支援者がより発言・参画しやすい会議運営の手法を共有する。事例選定の基準や進行管理を平準化し、効率的かつ質の高い会議を安定的に開催する。
- ・計画期間内において、日常生活圏域地域ケア会議、小地域ケア会議を計画的に開催し、市内どの地域においても切れ目のない支援体制が構築されるよう進行管理を行う。

地域包括ケア推進支援会議 年1回

日常生活圏域地域ケア会議 年20回

小地域ケア会議 年10回

4. 地域での見守り・支え合う体制の充実

【第9期計画書 P60・61】

地域関係者や企業等と連携した見守り・支え合い体制の充実として以下を実施。

一人暮らし等高齢者の 見守り活動	民生委員児童委員連絡協議会へ委託する実態把握調査や地域における見守り活動が充実することで高齢者が住み慣れた場所で安心した生活ができるよう支援を行った。 また、民生委員児童委員の活動を通じ、高齢者の日頃の状況（身体・生活状況等）を把握しておくことで緊急時等の支援につなげることができた。
認知症高齢者 SOS ネット ワーク事業	警察や消防、その他の行政機関や民間事業所等とのネットワークは、令和7年度末時点で160事業所に増加し、ネットワークの拡大に努めた。 あんしん登録者の顔写真を3年毎に更新する取り組みを令和7年度から開始している。 ・「あんしん登録」新規登録者数 〈令和6年度〉13件 〈令和7年度〉18件 ・発動件数 〈令和6年度〉 八女市1件・他市町10件 〈令和7年度〉 八女市2件・他市町8件
救急医療情報キット配付事業	一人暮らし高齢者等について、医療情報、緊急連絡先を記入した救急医療情報キットの設置を進め、消防署と情報共有することで、救急などの緊急事態時に適確な対応ができるように努めた。設置については、地域包括支援センターとの連携や民生委員児童委員連絡協議会の協力をいただき、必要な方へ行き渡るよう取り組んだ。 利用登録者数 〈令和6年度〉4,019人 〈令和7年度〉4,034人
社会福祉協議会	高齢者福祉分野において、地域の交流の場であるサロンの支援や、各地区の保健福祉センター及び生活支援コーディネーター等による地域との関わりから、高齢者の実態把握や地域課題の抽出・解決における重要な役割を担っており、連携して取り組んだ。 〈令和6年度〉 ふれあいサロン数129 〈令和7年度〉 ふれあいサロン数129

民生委員児童委員連絡協議会	一人暮らし高齢者世帯等への訪問調査による実態把握や見守りなど、地域の福祉ネットワークを支える重要な役割を担っており、連携して支援が必要な人の早期発見、早期対応に取り組んだ。 〈令和6年度〉民生委員児童委員 212人 〈令和7年度〉民生委員児童委員 208人
シニアクラブ連合会	シニアクラブは地域に根差した組織で、地域における高齢者のつながり、生きがいづくり等において重要な団体となっており、健康づくり事業や社会活動等の取り組みに対して補助金を交付するなどし、高齢者が地域の中で自主的な活動ができるように支援を行った。令和8年度にはシニアクラブ連合会及び単位クラブの活動に対する補助単価の増額など支援の拡充に取り組んでいる。
行政区や校区まちづくり協議会	各行政区やまちづくり団体等において、活性化事業やイベント開催など地域の交流や高齢者をはじめとした地域課題の解決に向け、ふれあいサロン等とも連携した活動に取り組んだ。

主な課題や今後の方針

「認知症高齢者等 SOS ネットワーク事業」について

SOS ネットワーク発動時の対応については、実際に発動する際には手続きの行程が多く、手間のかかる内容となっている。発動もまれであるため、マニュアルを読み込みながらの対応であり、時間を要している。普段から定期的な振り返りを実施し、同時に事務の効率化も引き続き検討していく。

「救急医療情報キット配付事業」について

救急医療情報キットは救急時に有用性が高いものであるが、設置後の利用者本人による定期的な情報の更新及びキットの管理状況についての課題がある。定期的な情報更新や適切な設置と紛失防止など管理の徹底について周知に取り組む。

八女消防署では、救急現場において、マイナンバーカード（マイナ保険証）を利用して過去に受診した医療機関や処方された薬剤等の医療情報を閲覧する「マイナ救急」を実施している。当該事業は「救急医療情報キット配付事業」と同種の事業であるため、利用者の状況や目的に応じた使い分けなどについて検討する必要がある。

「関係団体等との連携」について

八女市の高齢化率は増加傾向にあり、今後も高齢化率の上昇が予測されている。民生委員児童委員連絡協議会に委託している高齢者実態把握事業の推進、社会福祉協議会、シニアクラブ等の関係団体との連携強化に努める。

5. 地域人材等の確保・育成及び介護現場の業務効率化

【第9期計画書 P62】

地域人材等の確保・育成及び関係団体との連携に向けて、以下の取り組みを実施。

介護人材の確保・育成	介護職員初任者研修講座を実施 介護職の重要性等を発信する事業を令和5年度より開始 ＜令和6年度＞ 介護職員初任者研修講座受講者：26人 スキルアップ研修：11人 映画上映会参加者数：372名 ＜令和7年度＞ 介護職員初任者研修講座受講者：30人 スキルアップ研修：11人 講演会参加者数：336名
生活支援サービス等の担い手の確保・育成	生活支援体制整備事業により配置している生活支援コーディネーターを起点とし、介護予防・生活支援サービス事業における担い手の確保や、ボランティア団体との連携強化に取り組んだ。 具体的には、地域住民やボランティア団体を対象とした各種研修会・講座を開催し、高齢者支援への理解を深めるとともに、社会参加への意識づくりを推進した。また、学校や地域と連携した福祉教育の推進を通じて、幅広い世代への啓発を行い、地域全体で高齢者を見守り・支え合うための新たな生活支援サービス等の担い手（有償・無償ボランティア等）の掘り起こしと育成に努めた。
フレイルサポーター等の確保・育成	社会福祉協議会と協力し、地域で活躍するフレイルサポーターを養成し、その活動を支援しました。 また講演会を実施し、介護予防に関する普及啓発を図りました。 ・フレイルサポーター養成講座 ＜令和6年度＞開催数 2回 参加者数 20名 ＜令和7年度＞開催数 1回 参加者数 15名 ・地域介護予防講演会の開催 ＜令和6年度＞41名 ＜令和7年度＞51名
介護現場の業務効率化	介護サービスにかかる各種届出様式等については、国の示した統一様式の利用等により、可能な限りホームページ上での様式や手続き方法等の開示に努めた。 介護現場における事故報告については、統一様式の利用と電子メールでの提出を推奨している。 各種様式への押印の廃止については、市役所全体の取り組みとして実施している。

主な課題や今後の方針

「介護人材の確保・育成」について

- ・全国的に介護人材が不足する中、介護人材確保のため、介護職員初任者研修講座を実施している。当該講座の受講者のより多くの方が、八女市の介護サービス事業所で働いていただけるよう、参加要件等について検討する必要がある。
- ・国、県の研修や助成制度については、適宜、関係事業所へ情報発信している。
- ・介護に対する理解や興味・関心のきっかけづくりとして、映画の上映や講演会を実施しており、今後も継続していきたいと考えている。また、若いうちから認知症や介護というものに触れてもらえるよう、認知症サポーター養成講座を小中学生に実施したく、令和7年度に小中学校に開催を依頼している。今後も働きかけを行い、受講してもらえるよう努める。

「生活支援サービス等の担い手の確保・育成」について

- ・ボランティアや支援活動に参加するメンバーの高齢化や固定化が進んでおり、活動を継続していくための次世代の担い手や、多様な主体（現役世代、企業、既存のサークル等）の参画を促す仕組みづくりが課題である。

「フレイルサポーター等の確保・育成」について

- ・引き続き地域活動の担い手となるフレイルサポーターを養成、活動支援を行い、講演会を実施することで介護予防の普及啓発を図ります。

【目標数値】

フレイルサポーター養成講座：1回15人

地域介護予防講演会：1回50人

「介護現場の業務効率化」について

- ・令和8年4月から介護事業所の指定申請等の電子申請が導入されている。現在のところ、1件の利用しかないが、介護事業者の文書事務負担の軽減を図るため、今後の利用拡大に向け周知に努める。
- ・介護サービス事業所では、福岡県のDX推進事業費補助金等も活用されているため、これからも補助事業等については、遅滞なく周知することに努める。

基本目標 2

介護予防と生活支援の充実

1. 介護予防・日常生活支援総合事業の充実

【第9期計画書 P63～66】

(1) 介護予防・生活支援サービス事業

要支援認定者および事業対象者の多様な生活支援ニーズに対応するため、従来の予防給付相当サービスに加え、緩和した基準によるサービスや短期集中型のサービスなど、地域の実情に応じた多様なサービスの展開・充実を図った。

地域包括支援センターや生活支援コーディネーターが抽出した高齢者の生活支援ニーズを反映させながら、総合事業の定期的な検証を行い、必要なサービスの構築・提供に努めた。

通所型サービス A	従来の通所サービス（デイサービス）の緩和した基準によるサービス。身体介助、専門的支援を要しない事業対象者、要支援1・2の認定者を対象に、閉じこもり予防を主目的に運動やレクリエーションを行う。送迎、入浴サービス加算あり。 <令和6年度> 利用延人数：1,704人 <令和7年度> 利用延人数：1,610人
通所型サービス C	各生活圏域において、要介護状態等となるおそれのある高齢者に対し、個別サービス計画に基き、6ヵ月間短期的に生活機能向上や基礎疾患の重症化予防などのリハビリ型改善プログラムを実施するもの。 <令和6年度> 利用実人数：17名 <令和7年度> 利用実人数：24名
訪問型サービス C	運動器の機能低下などにより、生活機能低下傾向にある高齢者に対し、福岡県理学療法士会・福岡県栄養士会と連携し、リハビリテーションや栄養の専門職が高齢者の居宅を訪問して本人の状態に合わせた運動機能・栄養状態等の向上のための助言や指導、生活環境や生活動作の改善及び工夫に関する助言や指導を行い、生活機能の向上を図り、本人の自立した日常生活の継続・延伸を目指す。 <令和6年度> 利用延人数：0名 <令和7年度> 利用延人数：14名

主な課題や今後の方針

- ・生活支援ニーズの定期的抽出とサービスへの反映
地域包括支援センターや生活支援コーディネーターとの合同会議を定期的に行い、ケアマネジメントの現場から抽出された高齢者の最新のニーズを分析する。通所型サービスAのプログラムの魅力向上や、新たな多様なサービスの展開に繋げる。
- ・総合事業全体の定期的な検証と評価体制の構築
各サービスの利用状況や利用者の改善度を定期的にモニタリングし、地域の実情に即した「必要なサービス」が過不足なく提供されているか、PDCAサイクルを回しながら検証を継続する。

(2) 一般介護予防事業

介護予防把握事業	総合相談事業として、地域の民生委員と連携をとり、一人暮らし高齢者や閉じこもり等の何らかの支援が必要な高齢者の把握を行っている。また、各種相談事業で把握した情報により、介護予防等、必要な支援に繋げている。
介護予防普及啓発事業	「からだ楽かる筋力アップ教室」 令和6年度 開催数：144回 参加者数：延べ874人 令和7年度 開催数：145回 参加者数：延べ933人 「シニアクラブ連合会健康づくり事業」 令和6年度 開催数：29回 参加者数：延べ487人 令和7年度 開催数：26回 参加者数：延べ475人 「人生100年教室（講師派遣型）」 令和6年度 開催数：22回 参加者数：延べ261人 令和7年度 開催数：22回 参加者数：延べ258人 「FM八女介護予防講座(ピンヤン体操)」 令和6年度 週7日、朝夕2回、約10分 令和7年度 週7日、朝1回、約10分
地域介護予防活動支援事業	介護予防に関するサポーター等の人材育成や介護予防に資する地域活動組織の育成・支援等を目的とした事業。本市では、介護予防に資する人材育成を目的に、社会福祉協議会と連携して、フレイルサポーターや地域のボランティアの育成等に取り組んでいる。高齢者の介護予防推進のためには、地域での自主的な活動の活性化が不可欠である。引き続き生活支援コーディネーターと連携しながら、これらの人材の確保と育成を推進する。 また、ふれあいサロン活動において、育成したフレイルサポーターやボランティア人材による活動が地域に定着、継続するよう取り組みを進める。

一般介護予防事業評価事業	八女市住民の健康寿命延伸を目的としたコホート研究事業(九州大学) 令和6年度 実績報告書受領 令和7年度 実績報告説明会：1回
地域リハビリテーション活動支援事業	地域リハビリテーション活動支援事業としては実施はないが、ケアマネジメント支援型地域ケア個別会議や訪問型サービス等で、リハビリテーション専門職との連携は図っている。

主な課題や今後の方針

引き続き地域での介護予防推進のため、通いの場の創出を行い、活動支援のために情報提供や講師派遣等を行い、健康寿命の延伸の取り組みを推進する。

(3) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施

高齢者に対する個別支援 (ハイリスクアプローチ)	低栄養予防・糖尿病性腎症重症化予防・その他の生活習慣病等重症化予防 令和6年度 192人/196人 (98.0%介入) 令和7年度 188人/202人 (93.1%介入) 健康状態不明者 令和6年度 64人/65人 (98.5%把握) 令和7年度 161人/162人 (99.4%把握)
通いの場への積極的な関与 (ポピュレーションアプローチ)	通いの場関与数 令和6年度 71団体 令和7年度 67団体 実施回数・参加者数(延べ) 令和6年度 115回 2,371人 令和7年度 93回 1,590人

主な課題や今後の方針

福岡県後期高齢者広域連合保健事業計画(データヘルス計画)に基づき、高齢者保健事業をめぐる動向を踏まえ、事業を実施する。引き続き、高齢者一人ひとりの医療・健診・介護のデータの情報を解析し、地域の健康課題を明確化しながら、高齢者の特性を踏まえた保健事業の企画・調整を行い、高齢者に対する個別的な支援と通いの場等への積極的な関与の取り組みを行う。

生活圏域ごとに健康課題を把握し、医療専門職である保健事業コーディネーター(保健師、管理栄養士、理学療法士等)が生活習慣病等の重症化予防や低栄養防止のための訪問相談を実施しながら、多様な課題を抱える高齢者や閉じこもりがちで健康状態の不明な高齢者を把握し支援等を行う。

また、通いの場等を活用し、保健事業コーディネーターが生活習慣病等重症化予防やフレイル予防として高齢者への質問票の聴き取りを行ったり、健康教育・健康相談を実施し生活機能の改善を図る。

2. その他の生活支援サービスの充実

【第9期計画書 P67～70】

介護保険対象サービス及び総合事業以外の生活支援を中心とした各種高齢者福祉サービスを実施。

配食サービス	<令和6年度> 利用者：171人 配食延数：33,849食 <令和7年度> 利用者：190人 配食延数：37,617食
緊急通報システム	<令和6年度> 設置台数 183台 <令和7年度> 設置台数 251台 利便性の向上、緊急時の対応などにより不安の軽減を図り、安心して生活できる環境づくりに取り組んだ。支援が必要な方に安心して利用していただけるよう、利用者負担を令和7年から無料とし、利用者の増加につなげた。
老人福祉電話の貸与	<令和6年度> 設置台数 2台 <令和7年度> 設置台数 1台 現利用者1名のみ。携帯電話の普及等により需要が減少しており、令和8年度以降は新規利用の受付を停止。
生きがいデイサービス	<令和6年度> 利用者：203人、利用延人員：4,258人 <令和7年度> 利用者：185人、利用延人員：4,115人
在宅支援住宅改修	<令和6年度> 件数 27件、支給金額 1,283,000円 <令和7年度> 件数 23件、支給金額 1,065,000円
生活支援ヘルパー派遣	<令和6年度> 利用者：29人、延利用者：187人 <令和7年度> 利用者：31人、延利用者：243人 令和7年度から矢部地区等の中山間地域に居住する利用者への訪問サービスについて、1回につき2,000円を実績により事業所へ交付することにより、サービスの提供体制と必要な提供量の確保を図っている。 委託先の事業者は、令和7年度に2事業所が加わり、現在5事業所に委託をしている。
生活管理指導短期宿泊	<令和6年度> 7件

	<令和7年度> 3件
介護保険外の施設・福祉センター等	・養護老人ホーム 令和6年度 66人 令和7年度 64人 ・ケアハウス（1ヶ所：定員40名） ・高齢者生活福祉センター等（矢部・星野） ・福祉センター等（総合保健福祉センター・地域交流センター）
その他サービス	◆介護用品給付事業 介護や支援を必要とする高齢者を在宅で介護している家族等に対して、身体的・精神的・経済的負担を軽減するための、介護用品（紙おむつ等）給付事業等による支援に努めた。 ◆認知症高齢者等SOSネットワーク事業 認知症高齢者等の行方不明発生時に、地域全体で迅速な発見・保護につなげるため、「八女市認知症高齢者等SOSネットワーク」を安定運用し、見守り体制の強化を図った。あんしん登録制度の普及を進めるとともに、発生時は警察・消防等と連携し、協力団体へ一斉情報提供を行った。加えて、防災メール・FM八女による周知および筑後地区12市町の広域連携により、圏域外も含めた早期発見体制を確保した。 ◆八女市中山間地域介護サービス確保支援事業 <令和7年度> 利用延人員：496人、利用延回数：2,931回 合計支給金額：5,862,000円

主な課題や今後の方針

「配食サービス」について

- ・配食サービスの提供について、特に山間部においては委託事業者が限られる。また、材料費及び光熱費などの物価高騰の影響により、本人負担額は変更していないものの委託料を必要に応じ増額している。今後も必要なサービスを安定して提供できるよう研究していく必要がある。

「老人福祉電話の貸与」について

- ・携帯電話の普及及び緊急通報装置の携帯型導入など、福祉電話の需要は減少している。現利用者の利用が続く間は事業を継続するが、現利用者の利用が終了した時点で事業廃止を予定している。

「生きがいデイサービス」について

- ・介護保険制度のデイサービスと明確に区別するため、令和8年度から、利用者は「自立して参加が可能な高齢者」であることを要件としている。心身の状態の悪化により、支援や介護が必要となる場合は、本人や家族に介護保険制度について説明し、適切なサービスにつなげていけるようモニタリングに努める。
- ・材料費及び光熱費などの物価高騰の影響により、本人負担額は変更していないものの委託料を必要に応じ増額しており、今後も必要なサービスを安定して提供できるよう研究していく必要がある。

「在宅支援住宅改修」について

- ・近年は、利用件数が減少している。介護保険のサービスにも住宅改修があり、要支援等の軽い介護であっても、必要があれば上限額まで利用可能であるため、事業の必要性や有用性について検討する。

「生活支援ヘルパー派遣」について

- ・当該事業は、要介護認定を受けていない高齢者を対象としている。事業を利用する際は、地域包括支援センターによるアセスメントを実施しているが、要介護認定の必要性の判断も含め、適切なサービスにつなげることができるよう丁寧なアセスメントに努める。

「介護保険外の施設・福祉センター等」について

- ・養護老人ホームについて、家族構成や親族との関係性が多様化しており、入所相談も増加傾向にある中、審議も複雑化している。また高齢者虐待等による一時保護も含め、措置入所後も関係機関との連携や情報の共有が必要である。
- ・福祉センターについて、各施設の老朽化が進み、設備の維持管理及び改修等を継続的に要している状況である。将来的にはさらに財政負担が大きくなることが見込まれる。

「その他のサービス」について

◆介護用品給付事業

介護用品給付事業については、地域支援事業における任意事業として令和8年度までは継続が認められているが、令和9年度以降の事業継続については現時点で未定となっている。第9期介護保険事業計画期間においても計画的な事業の廃止・縮小に向けた取組が求められていることから、事業の見直しが必要と思われる。

◆八女市認知症SOSネットワーク事業

地域包括支援センターやケアマネジャーが、初期の認知症相談や介護予防マネジメントを行う初期の段階から「あんしん登録」のメリットを丁寧に説明し、計画期間内に事前登録者数増加を目指す。

協力団体の運用担当者を対象とした連絡会議や、認知症への理解を深めるための

研修会を定期的を開催する。実際の目撃・発見事例を共有することで、業務内での協力（注視・声かけ）の実効性を高める。

「FM 八女」や「防災メール」に加え、市の公式 LINE や SNS 等のデジタルインフラをさらに活用し、より多くの市民がリアルタイムに情報をキャッチして地域で見守れる体制を強化する。

◆八女市中山間地域介護サービス確保支援事業

八女東部の中山間地域に介護サービスを届けるため、令和 7 年度から新たに開始した事業。令和 7 年度では、6 事業所が当該事業を活用してヘルパーを八女東部に派遣していただいている。第 10 期介護保険事業計画に向けて、国では中山間地域等の人口減少地域に対するサービス確保についての方策について協議されているが、その動向も注視しながら、当該事業の在り方について検討する。

多様な日常生活上の支援体制の充実・強化および高齢者の社会参加の推進を一体的に図るため、医療・介護の公的サービスに留まらず、住民主体の活動や NPO、社会福祉協議会、民生委員、行政区、民間企業、シルバー人材センター等との連携・協働を推進した。

提供体制の構築に向けて、生活支援コーディネーターを中心にボランティア等といった生活支援の担い手の養成・発掘、および地域資源のネットワーク化に取り組んだ。また、生活支援コーディネーターによるニーズと地域の取り組みのマッチングを通じて地域課題の把握に努めるとともに、まちづくり団体等への参画や既存の組織を活用した多様な関係主体による「協議体」を設置・運営した。協議体の中では、介護予防・生活支援の視点をもって活発な情報共有を図り、地域生活を継続していくための地域課題の抽出や、解決に向けた具体的な方法、新たな社会資源の開発に向けた検討を重ねた。

主な課題や今後の方針

- ・協議体の機能強化と新たな関係主体の掘り起こし

既存の協議体の運営を定期的で開催するとともに、これまで繋がりの薄かった地域の民間企業や店舗、商店街、まちづくり団体等への積極的なアプローチを行い、ネットワークの裾野を拡大する。

- ・生活支援コーディネーターによるマッチング・調整機能のブラッシュアップ

住民ニーズと地域資源を結びつけるマッチングの精度を上げるため、生活支援コーディネーターが把握した地域資源情報をマップ化・データベース化する。これにより、必要な支援が必要な高齢者に迅速に行き届く体制を整える。

4. 自立支援・重度化防止に向けた取り組みの推進

【第9期計画書 P72】

高齢者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援するとともに、要介護（支援）状態となることの予防や、状態の軽減・悪化防止に資する各種施策を重点的に推進した。年度ごとに実施状況の把握と評価を行い、多職種連携や住民主体の活動基盤の維持・強化に努めた。

一般介護予防事業卒業後は住民主体の通いの場（自主グループ活動）につながるよう、自主グループの育成・活動支援を行いました。

取り組み内容	指標	実績	
		令和6年度	令和7年度
地域ケア会議の推進	地域包括ケア推進支援会議	1回	2回
	日常生活圏域地域ケア会議	58回	39回
	小地域ケア会議	33回	17回
生活支援体制の整備	第2層生活支援コーディネーター協議体会議の開催回数	2回	4回
住民主体の通いの場等の創出	住民主体の通いの場（介護予防自主グループ）の設置数	24箇所	20箇所
認知症高齢者を支える地域人材の育成	認知症サポーター養成講座の開催数	4回	3回

主な課題や今後の方針

「地域ケア会議の推進」について

- ・市全体の施策評価を行う「地域包括ケア推進支援会議」を計画期間内に年1回以上確実に開催する。また、日常生活圏域および小地域ケア会議を計画的に開催し、個別ケースの自立支援に繋げる事例検討の質向上を図る。

「住民主体の通いの場等の創出」について

- ・引き続き、一般介護予防事業参加者が、卒業後に住民主体の通いの場（自主グループ活動）につながるよう、自主グループの育成・活動支援を行います。

「認知症高齢者を支える地域人材の育成」について

- ・地元の企業や小中学校、公共交通機関等へ広報や、LINE等を活用し積極的にアプローチし、講座を年間5回以上開催することで、地域全体で認知症高齢者を支える見守りの網の目を広げる。

基本目標 3

健康づくりや社会参加・生きがいつくりの推進

1. 健康づくり・生きがいつくり活動の推進

【第9期計画書 P73】

(1) 高齢期以前からの健康づくりの推進

高齢期以前からの健康づくりとして、以下の特定健診・健康増進事業を実施。

後期高齢者対象の健康診査・健康増進事業により、市民の継続した健康づくりを推進。

	<令和6年度>	<令和7年度>
健康教育	49 回 (1,431 人)	44 回 (498 人)
健康相談	79 人	89 人
特定健康診査	受診率 42.6%	受診率 41.8%
特定保健指導	実施率 89.6%	実施率 52.8%
後期高齢者健康診査	実施率 21.8%	実施率 20.7%

※令和8年5月時点

(2) 介護予防に資する住民主体の通いの場等の創出

一般介護予防事業卒業後は住民主体の通いの場（自主グループ活動）につながるよう、自主グループの育成・活動支援を行った。

	<令和6年度>	<令和7年度>
住民主体の通いの場（介護予防自主グループ）の設置数	24 力所	20 力所

(3) ふれあいサロン

高齢者の交流や生きがいつくりの一環として「ふれあいサロン」の活動支援等を実施。

	<令和6年度>	<令和7年度>
ふれあいサロン設置数	129 力所	129 力所
ふれあいサロン開催回数	1,107 回／16,252 人	1,067 回／15,324 人
ふれあいサロン支援者研修会	3 回／102 人	6 回／102 人

(4) 生涯スポーツ・生涯学習の推進

シニアクラブ、シニアクラブ連合会が実施するスポーツ大会等の健康づくり事業に対し支援を行い、生きがいつくり、健康づくりに取り組んだ。

主な課題や今後の方針

「高齢期以前からの健康づくりの推進」について

- ・ 高齢期の要介護状態を防ぐためには、若い世代からの健康な体づくりが必要であるため、心疾患や糖尿病、高血圧疾患の早期発見のための特定健診等の受診率が国の目標の60%に満たないことが課題である。生活習慣病や重症化予防の必要性、健診の大切を理解してもらい、多くの方が受診しやすいような内容や啓発を検討していく必要がある。
- ・ 要介護者の有病状況は、生活習慣病やそれを起因とする心疾患や糖尿病、脳疾患が多くみられ、認知症を含む精神疾患も伸びている。若い世代からの健診を始め高齢期以前からの健康づくりを行うことで、これらの生活習慣病の発症や重症化を予防し、高齢期の不健康な期間（日常生活に制限のある期間の平均）が短縮できるよう支援していくこととする。
- ・ 今後も「第3期八女市健康増進計画」、「第3期八女市保健事業実施計画（データヘルス計画）」等に基づき健康寿命の延伸につながるよう市民の健康づくりを推進する。

「介護予防に資する住民主体の通いの場等の創出」について

- ・ 引き続き、一般介護予防事業参加者が卒業後に住民主体の通いの場（自主グループ活動）につながるよう、自主グループの育成・活動支援を行う。

2. その他の社会参加活動等の推進

【第9期計画書 P74】

高齢者の社会参加活動支援として、地域の関係団体等との連携のもと、以下の取り組みを推進。

就労促進	高齢者が住み慣れた地域で働き続けることにより、地域貢献や生きがいづくりに繋がるよう、八女広域シルバー人材センターに対し、運営支援を行った。
シニアクラブ活動支援	令和6年度 シニアクラブ数 107 か所 シニアクラブ会員数 4,083 人 令和7年度 シニアクラブ数 97 か所 シニアクラブ会員数 3,564 人 シニアクラブが行う社会活動や健康づくり、地域に根差した高齢者のつながり、生きがいづくり等の活動は、急速な高齢化の進行に対応していくためにも、有効な取組みと捉えており、その活動支援に努めた。

主な課題や今後の方針

「就労促進」について

- ・定年延長等の影響により、シルバー人材センターの会員数は減少傾向にあり、会員の平均年齢も年々高齢化が進んでいる。

「シニアクラブ活動支援」について

- ・シニアクラブを取り巻く環境は、社会状況や生活様式の変化により以前とは大きく変化しており、会員数の減少や後継者不足の問題などは全国的な傾向となっている。八女市においても65歳以上の高齢者の人口は減少傾向にあり、シニアクラブの会員数は減少している。令和8年度にはシニアクラブ連合会及び単位クラブの活動に対する補助単価の増額など支援の拡充に取り組んでいる。

基本目標 4

安心して暮らせる環境づくりの推進

1. 認知症施策の推進

【第9期計画書 P75～78】

認知症予防施策の充実及び認知症バリアフリーの推進として、以下を実施。

認知症予防施策の充実	①地域包括支援センターを中心に本人や家族からの専門相談に常時対応するとともに、認知症ケアパスの配布等を通じた正しい知識の普及啓発に努めた。 ②地域の通いの場や公民館等で脳トレや運動を組み合わせた認知症予防講座等の教室を定期的を開催し、発症や進行の予防、社会孤立の防止を図った。 ③専門医や医療・福祉の専門職で構成されるチームを安定的に運用した。医療や介護サービスに繋がっていない、または中断している認知症が疑われる高齢者等の家庭を訪問し、適切な医療機関への受診同行や介護サービスの導入に向けた初期の集中的な支援を実施した。
認知症バリアフリーの推進	①「認知症に関する正しい理解の促進と人材育成」として、地域住民や各種団体を対象とした認知症サポーター養成講座等の開催を通じ、地域における見守りの担い手を育成した。 ②「認知症高齢者、家族介護者支援サービスの充実」として、介護家族が悩みを共有しリフレッシュできる「認知症カフェ（オレンジカフェ）」の運営・開設を支援し、孤立防止に努めた。 ③「若年性認知症対策」として、若年性認知症の人やその家族に特有の就労・生活課題に対応するため、専門の相談窓口の周知や、関係機関と連携した個別支援を実施した。 ④「認知症ケアパスの普及」を進めるため、認知症の進行状況に応じた適切な医療・介護サービスの流れをまとめた冊子（ケアパス）を、地域包括支援センターや医療機関等を通じて本人・家族等へ窓口配布・周知し、早期の生活設計をサポートした。

主な課題や今後の方針

「認知症予防施策の充実」について

- ・民間企業・ボランティア団体と連携した「認知症カフェ（オレンジカフェ）」の開催を計画的に実施し、気軽に相談・予防に取り組める居場所を増設する。
- ・認知症サポーター養成講座を一步進め、実際に地域で見守りや声かけができる「チームオレンジ」等のステップアップ組織を日常生活圏域ごとに順次立ち上げ・支援し、認知症になっても安心して暮らし続けられる環境づくりをハード・ソフト両面から推進する。
- ・医療機関（かかりつけ医・精神科等）や民生委員、地域のケアマネジャーとの情報共有を一層緊密にし、支援が必要なケースを早期にチームに繋ぐフローを再定着させる。計画期間内におけるチームの訪問相談・対応件数の年間維持・向上を図る。

「認知症バリアフリーの推進」について

- ・認知症ケアパスの改訂と多媒体での情報発信
最新の医療・介護資源や地域の認知症カフェ情報を反映した認知症ケアパスの改訂（増刷）を計画期間内に行った。市のホームページや SNS 等を活用したデジタル版ケアパスの普及を図り、幅広い世代への周知を推進する。
- ・家族介護者への多面的なピアサポート(※1)、レスパイト支援(※2)の強化
既存の認知症カフェの開催頻度や箇所数を維持・拡大し、専門職（保健師・社会福祉士等）が同席する相談コーナーを併設する。また、介護者が休養できるよう、介護方法やタクティールケア(※3)などの普及を行う。

(※1) 【ピアサポート】

認知症当事者やその家族など、共通の課題や困難を経験した当事者（ピア）による精神的支援や情報共有などの相互支援活動のこと。

(※2) 【レスパイト支援】

介護者の精神的・身体的負担の軽減（介護疲れや共倒れの防止）を目的に、施設入所や訪問サービス等を用いて一時的に介護を代替・休止させる支援のこと。

(※3) 【タクティールケア】

手のひらで相手の背中や手足をやさしく包み込むように撫でる、スウェーデン生まれのタッチケア法です。不安をやわらげ、心身をリラックスさせる効果があります。

2. 高齢者の虐待防止と家族介護者への支援

【第9期計画書 P79】

高齢者の虐待防止対策の推進及び介護に取り組む家族等への支援の充実として以下の取り組みを実施。

高齢者の虐待防止 対策の推進	高齢者虐待の早期発見と適切な支援を行うため、虐待が起こりうる背景や通報の重要性について、家族や地域住民などへ広く周知・啓発を行った。また、介護支援専門員や介護事業所等に対し、高齢者虐待に関する知識や早期発見・早期対応の必要性について、出前講座や研修会を通じて啓発を進めた。 虐待が疑われる場合に市や地域包括支援センターの虐待相談窓口迅速につながるよう、ネットワークづくりに努め、地域包括支援センターの権利擁護業務を起点として高齢者に対する権利擁護体制の充実を図った。 <令和6年度> 相談件数：52件 虐待認定：3件 <令和7年度> 相談件数：103件 虐待認定：4件
介護に取り組む家族等への支援	社会福祉協議会では、介護や支援を必要とする高齢者を在宅で介護している家族等に対して、適切な介護知識・技術を習得することを目的とした教室の開催や相談対応などの在宅介護者支援をボランティア団体の八女市在宅介護者の会と連携して実施していたが、同団体が解散したことに伴い、令和7年度以降は実施していない。

主な課題や今後の方針

「高齢者の虐待防止対策の推進」について

- ・介護支援専門員や介護事業所従事者を対象とした権利擁護・虐待防止研修を年2回以上開催し、現場での気づきの感度を高める。また、出前講座を継続し、地域全体で異変を察知して相談窓口へ繋ぐ仕組みを強化する。
- ・虐待の背景となりやすい「介護負担の軽減」に向けて、家族介護者への情報提供や相談支援体制を充実させる。ケアマネジャー等と連携し、ショートステイなどの介護サービスを適切に組み合わせることで、家族のレスパイトを促す支援を徹底する。

3. 成年後見制度の利用促進（成年後見制度利用促進基本計画）

【第9期計画書P80・81】

（1）成年後見制度における中核機関の設置

成年後見制度利用促進法および「八女市成年後見制度利用促進基本計画」に基づき設置した中核機関が中心となり、権利擁護の総合窓口として制度の利用促進に向けた多角的な取り組みを推進した。現行計画に掲げられた各機能（広報、相談、受任者調整、日常生活自立支援事業からの移行、市民後見人の育成、後見人支援）の強化に努めた。

広報機能	財産管理や身上看護が必要な認知症高齢者等が、成年後見制度を利用できるよう、制度の正しい理解やその必要性について、研修会等を通じて周知している。 ＜令和6年度＞ 研修会 6回 ＜令和7年度＞ 研修会 5回
相談機能	地域住民からの相談や、関係機関からの相談に対応している。地域包括支援センターや相談支援事業所には出張相談会を実施しており、成年後見制度の利用を検討している事例をもとに、意見交換を実施した。 ＜令和6年度＞ 相談 実件数 71件 延件数 539件 ＜令和7年度＞ 相談 実件数 85件 延件数 367件
受任者調整会議	被成年後見人に適した後見人等を調整するために、弁護士、司法書士、社会福祉士を交えた受任者調整会議を開催している。市長申立のケースについて行っている。
日常生活自立支援事業からの移行	社会福祉協議会で日常生活自立支援事業を実施しており、金銭管理や書類の保管等の判断能力が不十分な方を支援している。当該事業から成年後見制度に移行した方がよいかの判断をしている。
市民後見人の育成	令和5年度から市民後見人の育成に取り組んでいる。養成講座修了者の中から、実際に後見人活動をしたい方を社会福祉協議会で雇用し、後見人活動の現場において実地研修を実施している。 ＜令和6年度＞ 実地研修参加者 9名 ＜令和7年度＞ 実地研修参加者 8名
後見人支援機能	後見人を受任しやすい環境づくりのため、後見人の相談に応じ助言や支援を行っている。

主な課題や今後の方針

- ・地域包括支援センターや相談支援事業所、ケアマネジャー等との連携をさらに密にし、早期に中核機関へ相談が繋がるルートを構築する。
- ・地域住民などを対象とした出前講座を計画期間内に年1回以上確実に開催し、制度を身近に感じてもらう広報活動を展開する。
- ・育成した市民後見人が安心して活動できるよう、中核機関による定期的なフォローアップ研修や個別相談・支援機能を強化する。また、受任者調整会議を適時開催し、身寄りのない高齢者等のニーズと市民後見人のマッチング体制を円滑に運用する。

(2) 地域連携ネットワークの構築

法律や福祉の専門職団体および関係機関の連携強化、困難事例に対する支援や協議を行う組織として、司法・福祉・医療の関係機関で構成された「地域連携ネットワーク協議会」を設置・運営した。

支援を必要とする方を早期に発見し、適切な支援につなぐことができるよう、中核機関や地域連携ネットワーク協議会が中心となって、関係機関との密な連携による地域連携ネットワークを構築した。

また、日々の相談業務のなかで発生する困難事例等に対応する中で課題を集約し、権利擁護に関連した地域課題の検討、調整、解決を行うことで、地域連携ネットワーク全体の連携強化と機能充実に努めた。

主な課題や今後の方針

- ・司法・福祉・医療等の専門職で構成される「地域連携ネットワーク協議会」を計画期間内に年1回以上定期的に開催する。多角的な視点による困難事例の検討を通じて、関係機関同士の顔の見える関係をさらに深め、迅速な多職種協働体制を維持する。
- ・弁護士、司法書士、社会福祉士などの専門職団体との連携体制をさらに強化し、複雑化する権利擁護や財産管理の課題に対して即座にアドバイスが受けられる仕組みを整備する。また、地域の民間事業者や市民向けにも権利擁護の重要性を啓発し、ネットワークの参画機関を拡充する。
- ・対応した困難事例から見えてきた「地域の課題（身寄りのない方の入院・入所手続き、死後事務の課題など）」を、整理・集約する。これを中核機関の「受任者調整会議」等の機能とも連動させ、八女市の実情に即した切れ目のない権利擁護支援体制の構築に繋げる。

高齢化の進展に伴い、医療と介護の両方のニーズを有する慢性疾患の患者や認知症高齢者等が増加する中、対象者が可能な限り住み慣れた地域で人生の最期まで暮らし続けることができるよう、在宅医療と介護の連携推進に努めた。

具体的には、筑後市、広川町、および八女筑後医師会と緊密に連携し、広域連携事業として「八女筑後地区在宅医療・介護連携推進事業」を継続的に実施した。

高齢者の生活や状態に応じた適切な支援を行うため、「入退院支援」「日常の療養支援」「急変時の対応」「看取り」の4つの局面における地域の医療・介護関係機関のネットワークを整備した。医療職と介護職（ケアマネジャー等）の相互理解を深めるための合同研修会の開催や、円滑な情報共有ツールの活用などを通じて多職種協働を推進し、地域包括ケアシステムの構築に向けた体制強化を図った。

主な課題や今後の方針

- ・八女筑後地区在宅医療・介護連携推進事業として、医療・介護専門職向けの合同研修会や事例検討会を計画期間内に開催し、顔の見える関係から「お互いの専門性を活かして動ける関係」への深化を図る。
- ・在宅での看取りに対する不安を解消するため、本人・家族に向けた情報提供冊子の配布や、市民向けの在宅医療・介護連携講演会を開催する。あわせて、医療・介護の現場において、本人の意思を尊重するアドバンス・ケア・プランニング（ACP：人生会議）の取り組みを普及させる。
- ・ケアマネジャーや地域包括支援センター職員を対象に、ヒアリングフレイルの基礎知識や適切なコミュニケーション技術、医療連携に関する研修を行う。また、市民向けの啓発講座などを開催し、認知症予防と一体となった聴覚ケアの普及を図る。

5. 福祉のまちづくりの推進

【第9期計画書 P83・84】

高齢者が安心して生活できる住まいの確保及び高齢者にやさしいまちづくりの推進として以下の取り組みを実施。

高齢者に配慮した住環境の整備	市営住宅を整備する際は、高齢者等の増加に対応していくため、バリアフリーを基本として安心して生活できる住環境づくりを進める。
施設・居住系サービス基盤の整備	住宅型有料老人ホームの推移 ＜令和6年度＞2施設の新規開設（定員20名/9名） ＜令和7年度＞増減なし
移動・交通手段の確保	交通空白地域を解消し、誰もが安心して暮らせる地域をつくるため、ドアツードアでの予約型乗合タクシーを運行し、路線バスと連携した公共交通ネットワークを維持確保することにより、日常生活に不可欠な移動環境を提供する。 ＜令和6年度＞ 平日242日運行、平均利用者数157.6人/日 ＜令和7年度＞ 平日242日運行、平均利用者数165.1人/日
道路環境の整備	バリアフリー新法に則った仕様を基本に、段差の解消やスロープの設置等バリアフリー化に努めた。
公園・緑地の整備	公園広場の草刈りや花壇の寄せ植え等を行い、利用者の憩いの場、交流の場となるよう取り組みを行った。施設の故障などについて修繕等を行い、安全安心に利用できるよう維持管理に努めた。

主な課題や今後の方針

「高齢者に配慮した住環境の整備」について

- ・本市には令和8年3月末現在、市営住宅が48団地（908戸）ある。バリアフリー化団地は13団地（123戸）で、このうち、車いすでの利用が可能な団地は3団地（16戸）となっている。市営住宅を整備する際は、高齢者等の増加に対応していくため、バリアフリーを基本として安心して生活できる住環境づくりを進めていく。

「移動・交通手段の確保」について

【課題】

社会情勢が変化する中、地域の実情や多様な移動ニーズを踏まえた交通不便の解消や利便性の向上など、市民生活の基盤となる移動環境の充実を図る必要がある。

【取組】

乗合タクシーの運行形態を見直し、DX 技術も活用した利便性の高い新たな交通手段へと移行するとともに、多様な交通モードと連携し、市民生活を重層的に支える交通体系の構築を図る。併せて、年齢層に応じた普及啓発により、幅広い世代の外出機会の創出と公共交通全体の利用促進を図る。

「道路環境の整備」について

- ・引き続き高齢者や障がい者、児童等すべての人が自由に行動し、安全・快適に活動できるようバリアフリー化に努める。

「公園・緑地の整備」について

- ・利用者のニーズに答える施設の充実と、公園施設の定期的な点検を実施し、安全安心な公園利用ができるよう維持管理に取り組む。

6. 防犯・防災対策の充実

【第9期計画書 P85】

高齢者等の防犯・防災対策として以下の取り組みを実施。

避難行動要支援者の登録	<令和6年度> 登録者数：653人 <令和7年度> 登録者数：609人
自主防災組織への補助金交付	<令和6年度> 50団体 1,114,900円 <令和7年度> 34団体 805,400円
感染症に対する備えの充実	感染対策が確実に実施されるよう、国・県からの最新情報を迅速にサービス事業所に通知している。
八女シニアドライビングスクールの実施	<令和6年度> 開催数5回、参加者数92人 <令和7年度> 開催数5回、参加者数93人
運転免許証自主返納に対するタクシー共通回数券の交付	八女市タクシー共通回数券交付実績 <令和6年度> 357件 <令和7年度> 339件
その他、事故・犯罪対策の充実	・セーフティステーション活動の実施 ・反射材付きタスキの配布及び着用の啓発 ・飲酒運転撲滅の日等での防災ラジオによる飲酒運転撲滅の呼びかけ

主な課題や今後の方針

「避難行動要支援者の登録」について

- ・地域の実情に詳しい行政区長や民生委員の協力のもと、令和7年度中の新規登録者と併せて、異動等による名簿の更新を行った。その結果、現在は609人の方にご登録いただいている。災害時には、作成した個別避難計画に基づき実効性のある対応ができるよう、日頃から地域と連携した訓練などを実施していきたいと考えている。
- ・今年度の取り組みとしては、専門的な知識が必要なことから作成が遅れていた「医療的ケア児」の個別避難計画について、専門機関や関係各課と連携した図上訓練や情報共有を行い、速やかに計画を作成できるよう進めている。
- ・今後は、登録の推進と並行して、計画作成後にその内容に基づいた災害想定訓練を、地域や関係機関と連携して実施していきたいと考えている。

「感染症に対する備えの充実」について

- ・引き続き、国・県からの感染対策や補助事業の情報など、必要な情報について周知を図るとともに、感染症発生時においても事業所でサービスが提供できるよう、集団指導や運営指導を通じて、日頃からの備えを確認する。

基本目標 5

介護保険サービスの充実

1. サービス基盤の整備

【第9期計画書 P87】

上陽・星野・矢部の3圏域に小規模多機能型居宅介護施設を整備することを目標としているが、第8期事業計画以降は応募がなく、人材不足や物価高騰などにより、事業所の新設が厳しい状況にある。令和7年度の公募では、市の遊休公共施設等の利活用促進事業の活用を提案したが、応募には至らなかった。

＜令和6年度＞ 0箇所 応募なし

＜令和7年度＞ 0箇所 応募なし

主な課題や今後の方針

中山間地域におけるサービスの供給を目的としていた事業であるが、前計画期から応募がない状況。人材不足や物価高騰については、今後も続いていくことが予想される中、同様の考え方で施設整備を進めることは難しいため、別方向からのアプローチも検討する必要がある。そのような中で、令和7年度から、中山間地域に訪問介護を提供しやすい環境を整えるため、中山間地域介護サービス確保支援事業を開始した。当該事業は、既存の事業所が中山間地域に訪問介護を提供したときに、助成金を支給する制度となっている。第10期において、国も中山間地域等の人口減少地域にサービスを提供する方策について検討されており、国の施策の動向も確認しつつ、事業の拡充も含めた検討を行う。

2. サービス量等の見込みに対する進捗状況

【第9期計画書 P88～97】

⇒ 資料「介護保険事業の運営状況」において、進捗状況を記載。

8. 介護給付適正化に向けた取り組みの推進

【第9期計画書 P98～99】

介護給付適正化に向けて、主要3事業について、目標値を定め、事業を推進。

事業区分	指標	区分	令和6年度	令和7年度
要介護（支援）認定の適正化	訪問調査点検実施率	実績値	100%	100%
ケアプランの点検	ケアプランチェック点検事業所数	実績値	10 事業所	10 事業所
	住宅改修確認実施率	実績値	100%	100%
	福祉用具購入確認実施率	実績値	100%	100%
縦覧点検・医療情報との突合	縦覧点検実施月	実績値	全月	全月
	医療情報突合実施月	実績値	全月	全月

主な課題や今後の方針

「ケアプランの点検」について

- ・令和7年度に福岡県のケアプランチェックアドバイザー派遣事業に参加し、ケアプランを点検するうえでの着目するポイントや注意点について助言を受けている。介護給付の適正化の観点からも必要な事業であるため、今後もスキルアップを図りながら取り組んでいく。
- ・併せて、事業所に対して過度な負担とならないよう、実施回数や方法等についても検討していく。

介護保険の円滑な運営のための施策として、以下の取り組みを実施。

情報提供の充実	介護保険制度や介護保険サービスに関する情報は、ホームページや広報を通じて周知している。また、年に2～3回程度、出前講座を実施し、詳しい内容を案内する機会を設けている。 担当窓口ではパンフレットを使用し、要介護認定からサービス利用までの仕組みを説明するとともに、市内の施設や居宅事業所の一覧を配布して、具体的な情報を提供している。また、地域密着型サービス事業所の空き情報等についても市のホームページに掲載している。 地域包括支援センターの相談窓口においても、利用者が自分に合ったサービスを選択できるよう、パンフレット等を用いた丁寧な説明を心がけている。
サービス事業者指導の充実	<令和7年度> 集団指導 1回／年（ホームページへの掲載による実施） 運営指導 15事業所 ケアプラン点検 10事業所 住宅改修事業 全件確認
サービス従事者の研修	地域密着型サービス事業所等と連携して地域密着型サービス事業所連携会議を立ち上げている。（市は事務局）年4回の研修を実施している。 八女筑後地区介護保険事業連絡協議会や八女筑後医師会、地域包括支援センターが連携して、専門研修を開催している。
介護支援専門員への支援	介護保険サービス提供の要である介護支援専門員（ケアマネジャー）が、質の高いケアマネジメントを実践し、あらゆる相談に適切に対応できるよう、地域包括支援センターの機能強化と各種支援事業を推進した。 具体的には、資質向上やスキルアップを図るための「ケアマネジメント勉強会」を定期的に開催した。また、各地域包括支援センターの3職種（主任介護支援専門員、保健師等、社会福祉士等）が緊密に連携し、ケアマネジャーが抱える処遇困難事例などの個別ケースに対し、専門的な視点からの相談対応や的確な指導・助言を一体となって行った。これらの取り組みを通じて、ケアマネジャーと地域包括支援センターとの連携強化を図り、地域全体で高齢者を支える身近な相談窓口の体制整備に努めた。

相談・苦情処理	窓口では認定申請からサービス利用までの流れを案内し、手続きが円滑に進むよう対応している。事業者に対しても、手続きや制度について丁寧に説明し、必要な情報を確実に伝えることを心がけている。介護保険制度の入り口となる認定申請に携わる部署として、様々な相談・苦情に対応し、必要であれば他部署や関係機関への情報提供を行い、包括的な対応を心がけている。 各地域包括支援センターの相談機能の充実を図るとともに、介護保険サービス事業者や保健福祉サービス事業者、民生委員等の様々な地域の関係者から広く意見・要望を収集できる体制の強化に努めた。
保険者機能強化推進交付金等にかかる取り組み	高齢者の自立支援・重度化防止等に向けた保険者としての取り組みを推進するため、国が示す客観的な評価指標（インセンティブ指標）が達成できるよう、各種施策に取り組んでいく。

主な課題や今後の方針

「情報提供」について

- ・今後もホームページや広報などのツールを活用して、介護保険制度の周知徹底を進めていく。特に、65歳に到達した被保険者に介護保険証を交付する際、保険料や制度についての説明をよりわかりやすくする必要がある。そのための情報提供の方法や手段について具体的な検討を行い、利用者にとってわかりやすい形で制度の内容を伝えられるようにしていく。

また、地域包括支援センターや各種相談窓口、医療機関等とも連携し、必要な情報が必要な人に確実に届くよう、パンフレット等の窓口配布体制を維持する。

「サービス事業者指導の充実」について

- ・集団指導と運営指導を計画的に実施している。市指定のサービス事業所に対し、指定期間中に少なくとも1回は運営指導を実施している。今後も同様に、運営指導に取り組んでいく。
- 併せて、サービス事業所に過度の負担がかからないよう、実施方法等については検討する。

「サービス従事者の研修」について

- ・地域密着型サービス連携会議では、研修に参加しやすいよう、Zoomを活用してハイブリッド開催を実施している。研修したい内容については、アンケートで聴取している。資質向上を図るため、今後も効果的な研修を実施する。また、併せて、年間の研修回数については、事業所の本来業務に支障がないよう検討していく必要がある。
- ・今後も、八女筑後地区介護保険事業連絡協議会、八女筑後医師会、地域包括支援セン

ターで連携して、顔の見える関係づくりや専門員研修の開催に取り組んでいく。

「介護支援専門員への支援」について

- ・ケアマネジャーからの相談に対して迅速かつ多角的な支援が行えるよう、地域包括支援センター内の3職種連携（主任ケアマネ・保健師・社協/社会福祉士）による事例検討体制を強化する。また、必要に応じて他部局や権利擁護機関とも連携したネットワークを強固にする。

「相談・苦情処理」について

- ・認定申請に関する相談や苦情対応には、本人や家族の生活状況に応じた丁寧な聞き取りが必要となる。また、本人や家族だけでなく居宅事業所とも連携した対応が求められるため、引き続き関係機関との連携強化を進める必要がある。
- ・各種相談や苦情については、担当係において適切に処理しており、現在のところ、大きな問題となった案件はない。また、多分野にまたがる相談についても対処等できるよう、関係機関との効果的な連携が求められる。

「保険者機能強化推進交付金等にかかる取り組み」について

- ・年度ごとに示される国の評価指標に基づき、自市の達成状況を速やかに点検・分析する。地域包括支援センターや保健部局などの関係各課と課題を共有し、点数向上に向けた具体的な改善策を組織的に実行する。
- ・獲得した交付金を財源として効果的に活用し、自立支援・重度化防止に資する事業を安定的、継続的に実施する。